

工場立地法等に関する制度概要

1 工場立地法の概要

(1) 目的

工場立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

▶ 準 則…明確な水準を示すもので、事業者がこれに拠るべき基準

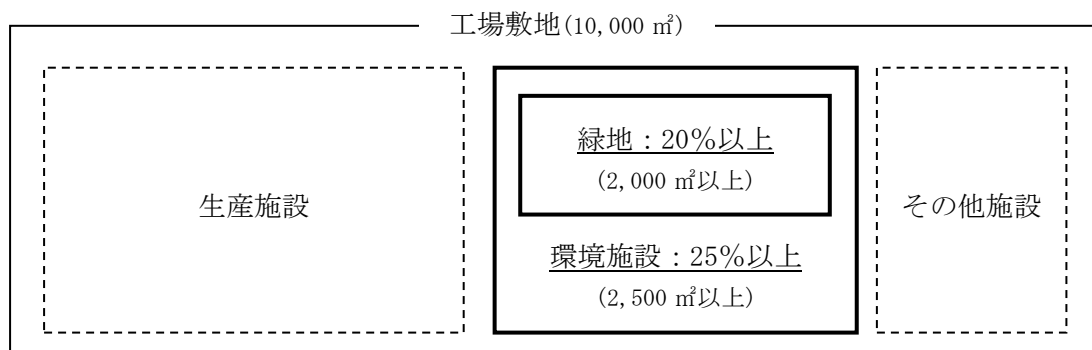
(2) 対象工場（特定工場）

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者
(水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く)

(3) 沿革

① 昭和 48 年の改正

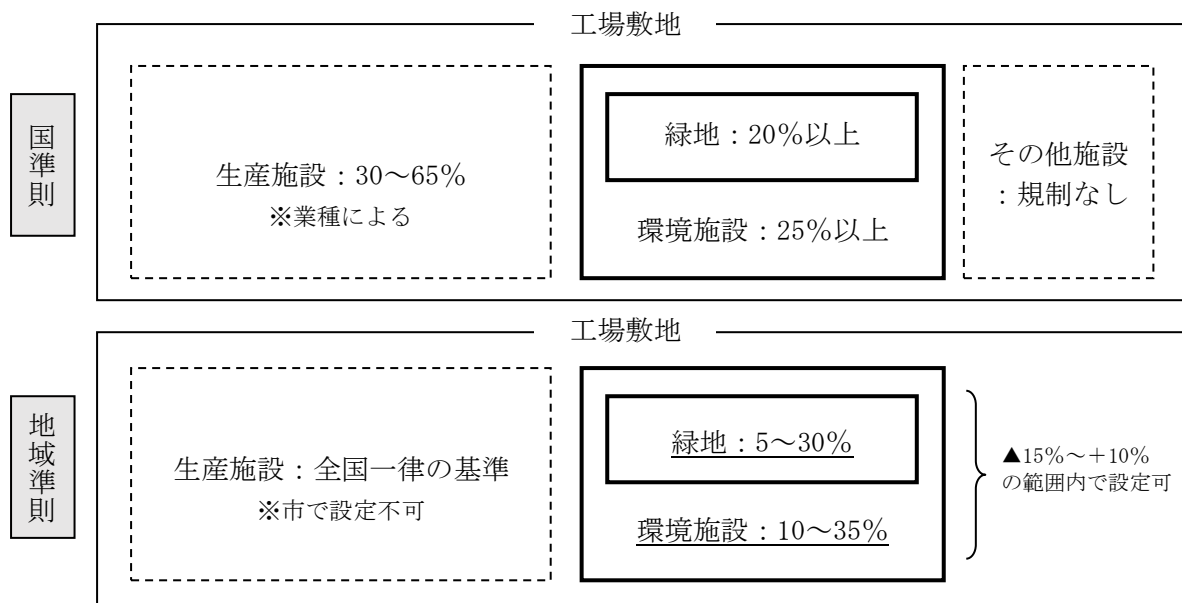
高度経済成長期における公害問題の深刻化を背景に、工場立地の段階から、企業の社会的責任として、工場周辺の生活環境との調和を保ちうる基盤を整備するよう、緑地面積率等の基準が設けられ、敷地内に緑地として 20%以上を確保し、緑地を含む環境施設を 25%以上確保することが定められた。



- ▶ 緑 地…樹木が生育する区画された土地等（樹木、芝、花壇、屋上緑化など）
- ▶ 環境施設…緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの（緑地、噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など）

② 平成 9 年の改正

工場立地法が、公害防止技術の進歩等に十分対応していないことや老朽化工場の建替えの支障になっていることに加えて、地域環境やまちづくりの実情に沿った工場緑地を整備する必要があること、さらに、地方分権の要請もあり、従来 of 全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて地域準則を条例で定め、緑地面積率を最大 5%、環境施設面積率を最大 10%まで緩和できることとされた。



▶ その他施設…駐車場、事務所など

2 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の概要（平成29年制定）

(1) 目的

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果により「地域経済牽引事業」を促進させるため、事業者を支援することによって地域の成長発展の基盤強化を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

- ▶ 地域経済牽引事業…地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報など地域特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して、地域内の取引拡大や受注機会の増大など経済的効果を及ぼすことにより地域における経済を牽引する事業

(2) 工場立地法の特例

市町村が地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（基本計画）を策定し、国の同意を得ることで、国準則または地域準則に代えて適用する準則を定めることができ、緑地面積率及び環境施設面積率を最大1%まで緩和することができる。

※ 地域未来投資促進法に基づいて緩和する場合、工業専用・工業地域のなかでも、住民の生活圏域と明確に区分された区域のみ、緑地面積率及び環境施設面積率を最大1%まで緩和できる。

【参考】工場の緑地面積率等の基準

	用途地域	現行 (国準則)	緩和方法（市準則）	
			工場立地法	地域未来投資促進法
緑地面積率	工業専用・工業地域	20%以上	5%以上	1%以上
	準工業地域		10%以上	10%以上
環境施設面積率	工業専用・工業地域	25%以上	10%以上	1%以上
	準工業地域		15%以上	15%以上

▶ 都市計画法による用途地域

- ・工業専用地域…専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。どの工場でも建てられるが、住居や学校、病院などは建てられない。
- ・工業地域…主に工業の業務の利便の増進を図る地域。どの工場でも建てられる。また、住宅は建てられるが、学校や病院などは建てられない。
- ・準工業地域…主に環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる。

3 工場立地法による環境施設（緑地）確保の考え方〔工場立地法解説（経済産業省）より〕

工場立地法における緑地等の整備の目的は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の排出排水基準等とは異なり、ナショナルミニマム（最低限守るべき基準）を達成するために行われるものではなく、心理的不安感の軽減や快適な環境づくりなど工場と周辺環境との調和を目指したものである。

<敷地内における環境施設の確保の観点>

- ① 自然環境との調和、都市環境の整備（工場立地という開発行為がもたらす地域環境への影響を緩和するというグローバルな観点）
- ② 緑地の大気浄化作用の観点
- ③ 外部環境と生産活動との間を空間的に遮断する観点（粉じん、騒音防止のためのグリーンベルトの確保の観点を含む。）
- ④ 地域住民に対して心理的融和を図る観点

4 工場における公害防止に向けた取組

① 環境基本法

事業者は、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた環境基本法の基本理念の通り、公害の防止と自然環境の保全に自ら努めるとともに、国、地方公共団体に協力する責務を有している。

② 個別法による規制

各種公害関連法令が定める規制基準等を遵守し、公害の発生を未然に防止している。

公害種別	主な法律	規制内容
大気汚染	大気汚染防止法	工場から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種・規模ごとに排出基準などを定めて規制。
水質汚濁	水質汚濁防止法	工場から排出される廃液や処理水について、公共用水域（海域、河川等）への排出及び地下に浸透する水を規制。
土壌汚染	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止する場合、土壌汚染の調査を行い、汚染の有無を確認。汚染が確認された場合は原因物質の除去及び封じ込め等を講じる。
悪臭	悪臭防止法	事業活動に伴って発生する悪臭について、指定された特定悪臭物質の濃度等に規制基準を設け規制。
騒音	騒音規制法	事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、区域や時間帯ごとの規制基準を設け規制。
振動	振動規制法	事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、区域や時間帯ごとの規制基準を設け規制。

③ 市内における公害苦情の状況

令和元年度の相談件数（総数）86 件のうち、特定工場に対する相談件数は 0 件

④ 環境保全協定

明石市では、市独自の取組として、排出ガス量または排出水量が一定規模以上の 14 工場と環境保全協定を締結し、事業者が実施すべき環境保全活動に関する方針と環境保全活動を定め、取組を行っている。

< 例：環境保全活動（A社） >

項目	内容
緑地活動	敷地境界塀をブロック塀から格子塀に変更、敷地境界線付近に在来種の樹木を植樹
生物多様性保全	ビオトープの拡張・維持管理
エネルギー対策	省エネ設備の導入、エネルギー使用量の見える化、照明の LED 化、空調設備と管理温度の見直し
廃棄物対策	廃棄法に関する勉強会の開催、電子マニフェスト 100% 利用達成
化学物質対策	PCB 機器の適正保管と適正処理、環境負荷が低減された部品・材料の調達
地域社会への参画	工場周辺の清掃活動、環境フォーラムへの出席、工場見学の受入
環境マネジメントシステムの充実	ISO 定期審査、省エネ内部監査の実施、CSR 委員会を立ち上げ目標達成状況等の常時把握
環境コミュニケーション	社内外への環境情報の発信
環境教育	従業員への環境教育強化、啓発活動の推進